ロ　申請者が、この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者等の欠格事由に該当しないこと。

ハ　貯留事業に係る申請にあっては、その申請に係る貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。

ニ　申請貯留区域等が他人の許可貯留区域等（貯留事業等の許可（(二)、(八)の(1)又は(七)の(1)の許可をいう。以下同じ。）に係る貯留区域又は試掘区域をいう。以下同じ。）と隣接する場合においては、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが当該他人の許可貯留区域等における貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

ホ　申請貯留区域等の直上の区域が、他人の鉱区（鉱業法（昭和二五年法律第二八九号）第五条に規定する鉱区をいう。以下同じ。）と重複し、又は隣接する場合においては、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが当該他人の鉱区における鉱業（同法第四条に規定する鉱業をいう。以下同じ。）の実施を著しく妨害するものでないこと。

ヘ　申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。（第五条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)により審査した結果、その申請が(1)のイからトまでに掲げる基準に適合していると認められるときは、実施要項の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての申請について評価を行うこととした。（第五条第二項関係）

(3)　経済産業大臣は、(二)の申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について(2)の評価を行おうとするときは、その申請が(1)のイ（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及びハに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第五条第三項関係）

(4)　経済産業大臣は、(2)の評価に従い、特定区域における貯留事業等を最も適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、(二)の許可をすることとした。（第五条第四項関係）

(四)　関係都道府県知事への協議等

経済産業大臣は、(二)の許可をしようとするときは、その申請に係る貯留事業等について関係のある都道府県知事に協議しなければならないこと等とした。（第六条関係）

(五)　公告及び縦覧

経済産業大臣は、(二)の許可をしようとするときは、申請貯留区域等を表示する図面等を公告し、公告の日から一月間これらの事項を公衆の縦覧に供しなければならないこととした。（第七条関係）

(六)　利害関係人の意見書の提出

(五)の公告があったときは、(二)の許可について利害関係を有する者は、(五)の縦覧期間内に、経済産業大臣に意見書を提出することができることとした。（第八条関係）

(七)　試掘の許可の有効期間及び更新

(1)　(二)の許可（試掘に係るものに限る。）の有効期間は、当該許可の日から起算して四年とすることとした。（第九条第一項関係）

(2)　(1)の許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る試掘を行おうとする者は、有効期間の満了前に、経済産業省令で定めるところにより、当該許可の更新を受けなければならないこととした。（第九条第二項関係）

(八)　試掘の許可を受けた者による貯留事業の許可の申請

(1)　(二)の許可（試掘に係るものに限る。）を受けた者は、その試掘区域における試掘の状況を踏まえ、当該試掘区域内の貯留層において貯留事業を行おうとするときは、経済産業大臣に申請して、貯留区域ごとに、その許可を受けなければならないこととした。（第一〇条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の申請が次に掲げる基準等に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならないこととした。

イ　申請者が、当該申請に係る貯留区域（以下この(2)において「申請貯留区域」という。）内の貯留層における貯留事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

ロ　申請貯留区域がなお試掘を要するものでないこと。

ハ　申請貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。（第一〇条第三項関係）

(3)　経済産業大臣は、(1)の申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について(1)の許可をしようとするときは、その申請が(2)のイ（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及びハに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第一〇条第四項関係）

(九)　特定区域の指定及び変更の提案

特定区域以外の区域において貯留事業等を行おうとする者は、当該区域に貯留層が存在し、又は存在する可能性があると思料するときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に対し、当該区域を特定区域として指定し、又は特定区域を変更することを提案することができることとした。（第一一条第一項関係）

(一〇)　特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可

(1)　鉱物（鉱業法第三条第一項に規定する鉱物をいう。以下同じ。）のうち石油、可燃性天然ガスその他の政令で定めるものについて同法第二一条第一項、第四〇条第三項若しくは第七項又は第四一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた者は、その鉱区であって特定区域以外の区域に存するものにおいて貯留事業等を行おうとするときは、経済産業大臣に申請して、貯留区域ごとに、試掘については貯留区域ごとに、試掘区域ごとに、それぞれその許可を受けることができることとした。（第一二条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の申請が次に掲げる基準等に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならないこととした。

イ　当該申請に係る貯留区域又は試掘区域（以下この(2)において「申請貯留区域等」という。）において貯留層が存在し、又は存在する可能性があり、かつ、公共の利益の増進を図るためには、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行わせる必要があると認められること。

ロ　申請者が、申請貯留区域等における貯留事業等を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

ハ　貯留事業に係る申請にあっては、その申請に係る貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。（第一二条第三項関係）

(3)　経済産業大臣は、(1)の申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について(1)の許可をしようとするときは、その申請が(2)のロ（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及びハに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第一二条第四項関係）

(二)　禁止規定

(1)　貯留事業の許可（(二)若しくは(一〇)の(1)の許可（貯留事業に係るものに限る。）又は(八)の(1)の許可をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「貯留事業者」という。）でなければ、貯留層における二酸化炭素の貯蔵を行ってはならないこととした。ただし、鉱物の掘採に伴うものその他の経済産業省令で定める二酸化炭素の貯蔵については、この限りでないこととした。（第一三条第一項関係）